

NTT 西日本の交換機更改に伴い柳井地区広域消防組合の 119 回線が不通になります

NTT 西日本の交換機更改に伴い、柳井地区広域消防組合 119 回線の切替工事が実施されます。
工事中、約 1 分間柳井地区広域消防組合への 119 番通報、固定電話が繋がらない状態となります。
119 番通報して音声ガイダンスがながれた場合は、少し時間をおいて再度かけ直すか、☎ 080-8238-4425
(通信係携帯電話) に通報して下さい。

◆切替日時 平成 30 年 5 月 19 日(土)午前 0 時 10 分から約 1 分間 (※ 5 月 18 日訂正)

◆問い合わせ 柳井地区広域消防本部 警防救急課通信係 ☎ 0 8 2 0 (2 2) 0 0 4 0

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

～所得の申告は済みましたか？～

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

▼保険税(料)の軽減が受けられない。
▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。

▼入院時の食事代が減額されない。

などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課・各総合支所・出張所でお早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金(国民年金等)または給与のみの方は、申告しなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等がございましたら、税務課までお問い合わせください。

◆持参するもの

- ①印鑑
- ②平成 29 年中の所得・控除額がわかるもの
(源泉徴収票・生命保険の払込証明書等)
- ③本人確認書類
 - ・1 枚の提示でよいもの(顔写真付き)…運転免許証等
 - ・2 枚以上の提示が必要なもの…被保険者証等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業(離職)から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。(軽減には申請が必要です)

◆対象者について

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成 25 年 3 月 31 日以後であること
- ②離職日において、65 歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

◆適用される期間について

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

◆軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を 30/100 として算定します。(給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100 として算定します。)

◆申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑
- 軽減に該当する方の個人番号(マイナンバー)がわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
- 窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)

◆申請場所

税務課および各総合支所・出張所

◆問い合わせ 税務課 課税第 1 班 ☎ 0 8 2 0 (7 4) 1 0 0 8